

ご契約タイプ一覧表

【旅行参加者条項】

(旅行参加者1名あたり)

ご契約タイプ		A	B	C
保険金額	死亡	500万円	1,000万円	2,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	20万円～500万円	40万円～1,000万円	80万円～2,000万円
	追加支払	お支払いした後遺障害保険金の50%相当		
	入院特別	入院期間により1万円～10万円	入院期間により1万円～10万円	入院期間により1万円～10万円
	個人賠償責任(自己負担額なし) (支払限度額)(1事故あたり)	5,000万円	5,000万円	5,000万円
保険期間料	救援者費用等 (保険期間中の支払限度額)	50万円	50万円	50万円
	日帰り	150円	215円	345円
	2日(1泊2日)	161円	231円	372円
	3日(2泊3日)	171円	247円	399円
	4日(3泊4日)	184円	265円	428円
	5日(4泊5日)	195円	282円	456円
	6日(5泊6日)	206円	298円	483円
	7日(6泊7日)	217円	315円	511円
	8日(7泊8日)	228円	331円	538円
	9日(8泊9日)	239円	348円	566円
	10日(9泊10日)	251円	365円	594円
	11日(10泊11日)	261円	381円	621円
	12日(11泊12日)	273円	398円	649円
	13日(12泊13日)	284円	415円	677円
	14日(13泊14日)	296円	432円	705円

【学校条項】

(旅行参加者1名あたり)

ご契約タイプ		1	2	3
保険金額	学校緊急対応費用 (支払限度額)	30万円	50万円	100万円
	賠償責任 (支払限度額) (自己負担額10,000円)	身体の障害 1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
		財物の損壊 1事故5,000万円	1事故5,000万円	1事故5,000万円
	弔慰費用 (支払限度額)	50万円	50万円	50万円
保険期間料	日帰り	41円	56円	91円
	2日(1泊2日)	44円	59円	97円
	3日(2泊3日)	46円	62円	103円
	4日(3泊4日)	49円	66円	108円
	5日(4泊5日)	51円	69円	114円
	6日(5泊6日)	53円	72円	120円
	7日(6泊7日)	56円	76円	125円
	8日(7泊8日)	59円	80円	132円
	9日(8泊9日)	62円	83円	138円
	10日(9泊10日)	63円	86円	142円
	11日(10泊11日)	66円	90円	149円
	12日(11泊12日)	69円	93円	155円
	13日(12泊13日)	71円	97円	161円
	14日(13泊14日)	74円	100円	166円

(ご注意) ●旅行先で、ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合には、原則としてお引き受けできません。
●上記のご契約タイプ以外の保険金額をご希望の場合には、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
●保険期間は、13泊14日までになります。
●保険期間の計算例：7月1日～7月8日までの場合、8日間となります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>



国内旅行用

学校旅行総合保険

AIG 損保

広がる世界へ、
この安心とともに。

学校旅行総合保険

2023年7月版 | 2022年4月1日以降保険始期契約用

4A2-633 (B-230382 2023-06)

国内向け学校旅行総合保険の概要・補償のご案内

学校旅行総合保険の概要

旅行参加者条項

児童・生徒、引率の教職員、付添いの親族を被保険者(保険の対象となる方)とし、旅行参加者の万一の事故に対応する保険です。

学校条項

学校の設置者(学校長または理事長など)を被保険者とし、学校の緊急対策費用、賠償リスクに対応する保険です。

ご契約者	学校の設置者(学校長または理事長など)	ご注意 ●学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室など、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。 ●学校行事の実施については教職員の十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。 ●契約者となるのは学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院、短期大学を含む。)、専修学校、各種学校および児童福祉法に定める保育所(家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含む。)または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園に限られます。
対象旅行	学年単位以上で実施される旅行 ➡ 右記のご注意をご確認ください。	
補償期間	自宅を出てから自宅に戻るまで	
加入単位	参加者全員 ➡ 下記「ご契約にあたって」を併せて参照ください。	

ご契約にあたって

- 国内向け学校旅行に参加する児童・生徒、引率の教職員、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただけます。付添いの看護師、カメラマン、添乗員などは対象外です。
- 旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。
- 後遺障害保険金の追加支払：死亡・後遺障害には後遺障害保険金の追加支払がセットされています。後遺障害保険金の追加支払により、後遺障害保険金をお支払いしている場合で、事故日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いします。
- お申し込みに際しましては、旅行参加者全員の名簿をご提出ください。
- 旅行参加者条項における死亡保険金受取人は、法定相続人となります。

補償のご案内 ※詳しくはP3-4の「主な補償内容一覧」の概要をご確認ください。

旅行参加者条項	傷害死亡	旅行中の事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなった場合
	傷害後遺障害	旅行中の事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
	(追加支払)	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過した時点で、被保険者が生存しているとき(既にお支払いした後遺障害保険金の50%相当)
	入院特別(傷害)	旅行中の事故によるケガが原因で入院した場合
	個人賠償責任	旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして、旅行参加者が法律上の損害賠償責任を負った場合
	救護者費用等	緊急な捜索・救助活動が必要な場合、旅行中の病気やケガでその後に予定していた旅行が全く不可能になった場合に捜索や移送等の費用を負担したとき
学校条項	学校緊急対応費用	旅行参加者が万一、事故に遭われたことによって学校が応対施設の借上費用や教職員・親族の現地への派遣費用などを支出した場合
	賠償責任	旅行の実施に起因して、旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合
	弔慰費用	旅行中のケガや病気が原因で旅行参加者が所定の日数以内に死亡した場合に、学校が旅行参加者の法定相続人に弔慰金を支払った場合

【旅行参加者条項の概要】

【この保険の詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
傷	死亡保険金	責任期間中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
	後遺障害保険金	責任期間中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	後遺障害保険金の追加支払	後遺障害保険金が支払われた場合で、事故日を含めて180日を経過しても被保険者が生存しているとき、お支払いした後遺障害保険金の額の50%を追加してお支払いします。	
害	入院特別保険金	責任期間中のケガにより入院した場合に、入院期間に対し次の区分に応じて入院特別保険金をお支払いします。 ●入院期間6か月以上のとき……………10万円 ●入院期間3か月以上6か月未満のとき……5万円 ●入院期間1週間以上3か月未満のとき……3万円 ●入院期間1週間未満のとき……………1万円	
	個人賠償責任保険金	被保険者が国内旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(お支払いする保険金) 次の費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の個人賠償責任保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任
救護者費用等	救護者費用等	被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 ●責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ●責任期間中のケガにより責任期間中に亡くなった場合、または責任期間中のケガにより責任期間中に医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 ●責任期間中に病気により亡くなった場合、または責任期間中に発病した病気により責任期間中に医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 (お支払いする保険金) 次の費用の額をお支払いします。 ●捜索救助費用 ●親族現地急行費用(救護者2名分まで) ●国内連絡場所訪問費用(訪問者2名分まで) ●現地からの移送費用 ●現地からの帰宅時の追加交通費 ●諸雑費(現地交通費、通信費など3万円限度)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被った事故 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
	弔慰費用	旅行参加者が万一、事故に遭われたことによって学校が応対施設の借上費用や教職員・親族の現地への派遣費用などを支出した場合	

(ご注意) ●旅行先でピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合は原則としてお引き受けできませんので、予めご了承ください。
●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒はケガに含まれます。
●国内旅行行程中のケガによる通院は旅行参加者条項のお支払対象ではありません。

主な補償内容一覧／事故に遭われた場合

【学校条項の概要】

【この保険の詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
学校緊急対応費用保険金	旅行参加者が次のいずれかに該当し、それに伴い被保険者(学校の設置者)が支出した次の費用をお支払いします。 ●責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ●責任期間中のケガにより責任期間中に亡くなった場合、または責任期間中のケガにより責任期間中に医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 ●責任期間中に病気により亡くなった場合、または責任期間中に発病した病気により責任期間中に医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 (お支払いする費用) ●捜索救助費用 ●教職員・親族等派遣費用 ●応対施設借上費用 ●現地からの移送費用 ●葬儀費用 ●諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被った事故 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●地震・噴火またはこれらによる津波
賠償責任保険金	旅行の実施に起因して、責任期間中に生じた偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、被保険者(学校の設置者)が法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、賠償責任保険金をお支払いします。	●故意 ●被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、その業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ●地震・噴火またはこれらによる津波
弔慰費用保険金	旅行参加者が次のいずれかに該当し、被保険者(学校の設置者)が旅行参加者の法定相続人に対して支払った弔慰金を、弔慰費用保険金としてお支払いします。 ●責任期間中のケガが原因で事故日を含めて180日以内に亡くなった場合 ●責任期間中に病気により亡くなった場合 ●「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その原因が責任期間中に発生したものに限りません。)」により、責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合(ただし、責任期間終了後48時間以内に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りません。) ●責任期間中に感染した所定の感染症により責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被った事故 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染